

関係者ヒアリング結果概要

1 日時

令和5年2月17日（金）10時50分～11時50分

2 場所

オンライン開催

3 対象者

日本弁護士連合会 滑川 和也弁護士（広島弁護士会所属）

4 対応者

出入国在留管理庁政策課外国人施策推進室 木村室長 ほか

5 内容

（相談対応支援に係る役割・業務内容について）

- この役割、業務については共感している。一方、入管庁の立場と異なる立場、考え方がある。例えば、非正規滞在者を支援の対象に含めることは難しいかもしれないが、非正規滞在者の中には、難民認定申請をしても認められない方や、日本人の配偶者や子供がいる方などもいる。弁護士の立場としては、そのような方にも支援の手を差し伸べる必要があると考えており、非正規滞在者等が困り事を抱えている場合に、弁護士や支援者につなぐための仕組みも検討してほしい。

（予防的支援の実施場所について）

- 弁護士会が相談会を企画しても法的支援に関する相談者はなかなか集まらず、行政に対して相談をする人が多いということを実感しているため、地方自治体を拠点にするのは良いと考えている。

（コーディネーターに求められる能力について）

- 一つの考え方に縛られず複合的な物事の見方ができる方に、コーディネーターを務めていただきたいと考えている。
- 外国人特有の差別として、アルバイトの面接で外国人であることを理由に採用を断られた、中学校で物が紛失した際に外国人であることを理由に犯人と疑われたといった事例や、保証人を付けなければアパートを借りることができないといった事例がある。
- このような外国人差別など、外国人特有の複雑な問題がある中で、そのような問題に真に理解を示すことができ、問題を分野ごとに的確に振り分けられる能力を持った方にコーディネーターを務めてほしいと考えている。

(国家資格化について)

- これまでの入管業務は外国人に対する管理や取り締まりが中心であった。近年になって新たに外国人支援に取り組むこととなったため、支援業務が入管庁の中で独立し、土台がしっかりとでき上がった後に、国家資格化を検討するのが良いのではないか。国内でも、外国人への向き合い方に対して様々な意見がある中で、現時点において国家資格化することには消極的である。

(コーディネーターの配置先について)

- 市町村等の自治体に配置するほか、広島国際センター等の外郭団体に配置するのが良いのではないか。

(現行の相談対応の課題について)

- 人材不足が一番の問題であると考えている。コーディネーターに相応しい人材を見つけるのは難しく、外国人の散在地域となると更に人材の確保が困難となる。これらの問題は弁護士にも共通しており、言葉の問題等により外国人の案件を扱う弁護士が少なく、外国人に対応できる人は少ない。支援人材は必ず必要な人材であり、しっかりと育成していくことが大切である。

(相談対応に従事する職員に必要な研修について)

- 外国人にも等しく保証される自由権規約、社会権規約、難民条約、女性差別撤廃条約、子どもの権利条約、人種差別撤廃条約、拷問等禁止条約、強制失踪条約及び障がい者権利条約等の国際人権条約に関して、国際人権法の専門家を招いて講義を実施してほしい。
- 異なる立場の人の意見を聞くことも重要であるため、そのような立場の人に講義を実施してもらうのも良いのではないか。その上で、コーディネーター自身が様々な意見を整理してミックスしていくことが重要ではないかと考える。
- 苦労して在留特別許可を受けた当事者の話、訴訟が終了した後に相手方だった弁護士の話なども是非講義内容に取り入れてほしい。

(外国人に対する相談支援・支援の現状全般について)

- 近年、SDGsやESGが注目される中、グローバルな視点から、外国人を含む人権問題に対して日本がどのように取り組んでいるかという点も重要であると考えている。

(今後増加が想定される相談内容について)

- 難民問題に関する相談が今後増えていく可能性があると感じている。また、人手不足を外国人労働者に頼るという流れが今後も続くことが見込まれるため、労働問題に関する相談が増加すると考えられるほか、日本で生まれたり、日本に来た外国籍の子供の生活や教育に関する相談、日系ブラジル人等の高齢化に関する諸問題の相談も増えると感じている。
- 外国人の高齢化が進んでいく中で、死後の相続等の相談が寄せられることが考えられるところ、基本的には、相続の法律について、どの国の法律で適用されるかなどのテクニカルな問題に対処できる能力が必要である。他方、偽装結婚の場合の相続問題などについては、対応が難しいと感じている。

(その他)

- 法的支援に関する相談については弁護士で対応できるが、生活支援に関する相談については弁護士の管轄外となるので相談のつなぎ先を探すこととなるところ、連携先が上手く見つからないことがある。行政につなぐこともあるが、案件の難しさによっては相談先が熱心に対応してくれないケースもあり、最終的には支援者やコミュニティー頼みになってしまっている。
- 外国人の散在地域の市町村から生活相談や専門相談の依頼があった際には、県の外郭団体である広島国際センターが中心となり出張相談を行っているが、頻度が年に1回程度であるほか、広報がなかなか上手くいっていない影響もあり、相談件数は2件程度である。
- 日本弁護士連合会には、「多文化共生社会の実現に関するワーキンググループ」があり、そこで多文化共生社会の課題に取り組んでいる。多文化共生社会をどう捉えるかについて、国としてはっきりと定まっていないほか、人により考え方が異なると感じている。

以上